

# Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

# 4

2008

新連載

ファンド解体新書

うっかりトークで学ぶ・保険販売のコンプライアンス

農家＆地主にアドバイスしたい・相続対策の勘どころ

タックス博士の1からはじめる税金教室

/ほか

## 特集

# ライフプランを踏まえた アプローチ&セールスにトライ!



●第1回のテーマ●  
所得税・住民税  
の概要



◆タックス博士

タックス  
博士の

1からはじめる

# 税金教室



落合会計事務所

落合孝裕

博士 今日から一緒に税金について勉強していきましょう。「税金は複雑で分かりづらい」という話を持っていますか? 職業柄、税金について触れることが多いと思いますが…。

大輔 税金って本当に複雑で難しいですよ。個人の税金、会社の税金、さらに、相続税もありますよね。消費税の仕組みもピンとこないし、チンパンカンパンなんですね。僕は専門担当なので、個人のお客様のところへお伺いすることが多いのですが、税金にやけに詳しい方もいらっしゃるので、もうピクピクですよ。

香織 私は大輔君ほどは抵抗はありませんね。でも、私は窓口でお客様から税金の難しい質問を受けるときは、先輩に教えていただきながら対応しています。

博士 なるほど。税金と一言で言つても、その範囲はとても広くなっています。まず今回は、二人にとっても身近な個人にかかる所得と住民税のおよその流れについて

博士 今日は所得税についてであります。所得税は個人の所得に対してかかるものですが、二人は毎月給料をもらっていますね。給与明細を見ると、社会保険料と並んで、所得税や住民税の控除額が記載されていますが、それには気づいていますか?

大輔 いつも給与明細はすぐ捨てるので、あまりきちんと見たことがないんです…。

博士 今度から、きちんと見てください。さて、所得税は、もちろん給料以外の所得にもかかります。所得にはどんなものがあるか知っていますか?

香織 アパートや駐車場などを貸している人は、不動産の所得がありますよね。他にも投資信託の配当などの所得もあります。

博士 そうですね。個人にかかる所得税については、図表1に挙げた10種類の所得に分かれています。

博士 今日は一緒に税金について勉強していきましょう。「税金は複雑で分かりづらい」という話を持つていますか? 職業柄、税金について触れることが多いと思いますが…。

大輔 税金って本当に複雑で難しいですよ。個人の税金、会社の税金、さらに、相続税もありますよね。消費税の仕組みもピンとこないし、チンパンカンパンなんですね。僕は専門担当なので、個人のお客様のところへお伺いすることが多いのですが、税金にやけに詳しい方もいらっしゃるので、もうピクピクですよ。

香織 私は大輔君ほどは抵抗はありませんね。でも、私は窓口でお客様から税金の難しい質問を受けるときは、先輩に教えていただきながら対応しています。

博士 なるほど。税金と一言で言つても、その範囲はとても広くなっています。まず今回は、二人にとっても身近な個人にかかる所得と住民税のおよその流れについて

博士 今日は所得税についてであります。所得税は個人の所得に対してかかるものですが、二人は毎月給料をもらっていますね。給与明細を見ると、社会保険料と並んで、所得税や住民税の控除額が記載されていますが、それには気づいていますか?

大輔 いつも給与明細はすぐ捨てるので、あまりきちんと見たことがないんです…。

博士 今度から、きちんと見てください。さて、所得税は、もちろん給料以外の所得にもかかります。所得にはどんなものがあるか知っていますか?

香織 アパートや駐車場などを貸している人は、不動産の所得がありますよね。他にも投資信託の配当などの所得もあります。

博士 そうですね。個人にかかる所得税については、図表1に挙げた10種類の所得に分かれています。

大輔 なるほど。土地を売つて得

博士 今日は所得税についてであります。所得税は個人の所得に対してかかるものですが、二人は毎月給料をもらっていますね。給与明細を見ると、社会保険料と並んで、所得税や住民税の控除額が記載されていますが、それには気づいていますか?

大輔 いつも給与明細はすぐ捨てるので、あまりきちんと見たことがないんです…。

博士 今度から、きちんと見てください。さて、所得税は、もちろん給料以外の所得にもかかります。所得にはどんなものがあるか知っていますか?

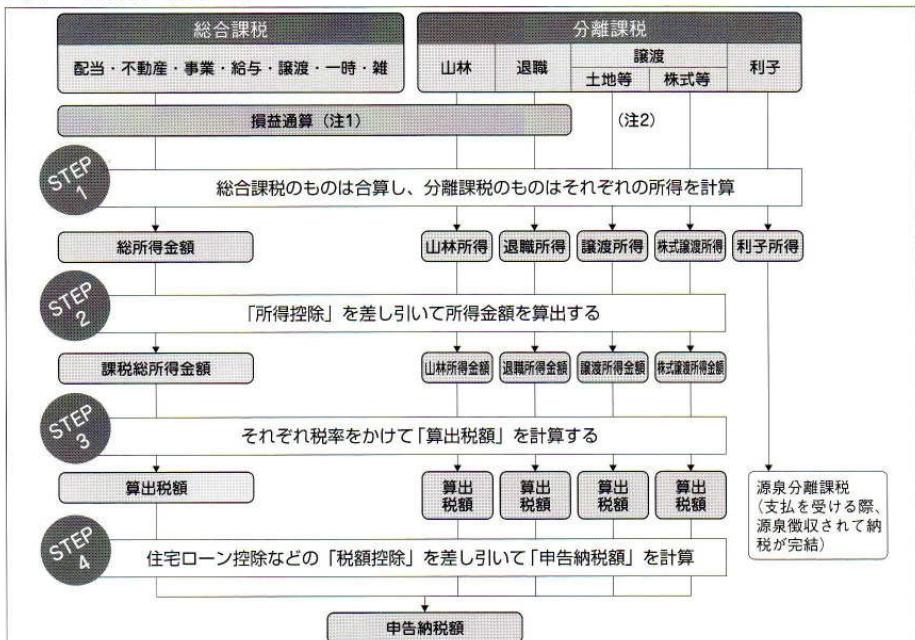
香織 アパートや駐車場などを貸している人は、不動産の所得がありますよね。他にも投資信託の配当などの所得もあります。

博士 そうですね。個人にかかる所得税については、図表1に挙げた10種類の所得に分かれています。

図表1 10種類の所得

- |       |        |
|-------|--------|
| ①事業所得 | ②不動産所得 |
| ③利子所得 | ④配当所得  |
| ⑤給与所得 | ⑥譲渡所得  |
| ⑦一時所得 | ⑧雑所得   |
| ⑨山林所得 | ⑩退職所得  |

図表2 所得税の計算の流れ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができる。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できない。

(注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができない。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができます。

博士 そういうことで  
総合課税される所  
得を合計したもの  
を「総所得金額」とい  
ますが、分離課税され  
る各所得とともに、  
「所得控除」を差し引  
きます。所得控除と  
は、税金を計算する前  
に所得金額から差し引  
くもののことです。**図表**  
**3・4**のようなものが  
あります。

博士 さて、医療費控除なら  
ふんお金がかかつて  
いる。所得金額から所得  
控除を差し引くと、税  
金が課税される「課税  
所得がある場合」は…

博士 二人は、給料から自分で所  
得税を計算して納めているかな?  
香織 いいえ。会社が計算をして  
くれています。

博士 そうですね。サラリーマン  
のようないいえ。会社が計算をして  
くれています。

整」を12月末の給料で行います。

給与以外に所得がなければ、所得税の計算は「これで完了」。確定申告を行う必要はないというわけで、大輔 僕も去年は初めて年末調整をしました。そういうえば生命保険の控除証明書を会社に提出して、税金が少し戻ってきましたよ。

博士 年末調整は、納税額の計算まで、本人に代わって会社が代行してくれる制度。会社員にとって手間がかからず助かるけれど、自分で確定申告をしないから、税金の仕組みがいつまでたっても理解できないというのが「弊害」といえますね。

香織 博士、質問です。会社員

で、給与の他に不動産所得がある人は、年末調整と確定申告のどちらで計算するのですか?

博士 良い質問ですね。先ほどの説明のとおり、会社員は会社が年末調整をしてくれます。これで給

料分の税金はひとまず精算され、その後、確定申告の時期に、不動産所得を給与所得に加算して所得税を再計算することになります。

全体の所得税を計算

して、すでに年末調整で支払った所得税を差し引いて、3月15日までに申告と納税を行つことになります。

大輔 これはややこしいなあ。僕が担当しているお客様で不動産を持つている方

がいるんですが、計算がこんなに複雑になら、毎年2月ごろになると税理士の先生と打ち合わせをしていましたんですね。

大輔 これはややこしいなあ。僕が担当

しているお客様で不動産を持つている方

がいるんですが、計算がこんなに複雑になら、毎年2月ごろ

になると税理士の先生と打ち合わせをしていましたんですね。

大輔 これはややこしいなあ。僕が担当

しているお客様で不動産を持つている方

がいるんですが、計算がこんなに複雑になら、毎年2月ごろ

になると税理士の先生と打ち合わせをしていましたんですね。

図表3 年末調整で計算される主な所得控除

項目	内容	控除額
社会保険料控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族の①健康保険、②厚生年金、③国民健康保険、④国民年金などの保険料を支払った場合	支払額
生命保険料控除	生命保険の保険料を支払った場合	一定の算式により計算。一般、個人年金とともに各年間保険料10万円以上で最高5万円
地震保険料控除(平成19年より新設)	地震保険の保険料を支払った場合	支払った地震保険料の全額、最高5万円
配偶者控除	配偶者の合計所得が38万円(年収103万円)以下の場合	38万円
配偶者特別控除(注)	配偶者の合計所得が38万円(年収103万円)超、76万円(年収141万円)未満の場合	3万~38万円
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得が、38万円(年収103万円)以下の場合	1人当たり38万円
基礎控除	すべての人に無条件で適用される控除	1人当たり38万円

(注)平成16年より配偶者控除とのダブル適用は不可となった

図表4 確定申告が必要な所得控除

項目	内容	控除額
雑損控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合	一定の算式により計算した金額
医療費控除	本人、または生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が一定額(原則10万円)以上の場合	医療費ー10万円
寄付金控除	国や地方公共団体、独立行政法人、認定NPO法人などに寄付をした場合	寄付金(合計所得金額×40%が上限)-5,000円

香織 会社を支える大事な存在といふて言つていきました。

博士 経理の人たちは、縁の下で

計算されるんですよね。

博士 そのとおり。住民税は、前

年の所得を基に計算されます。計

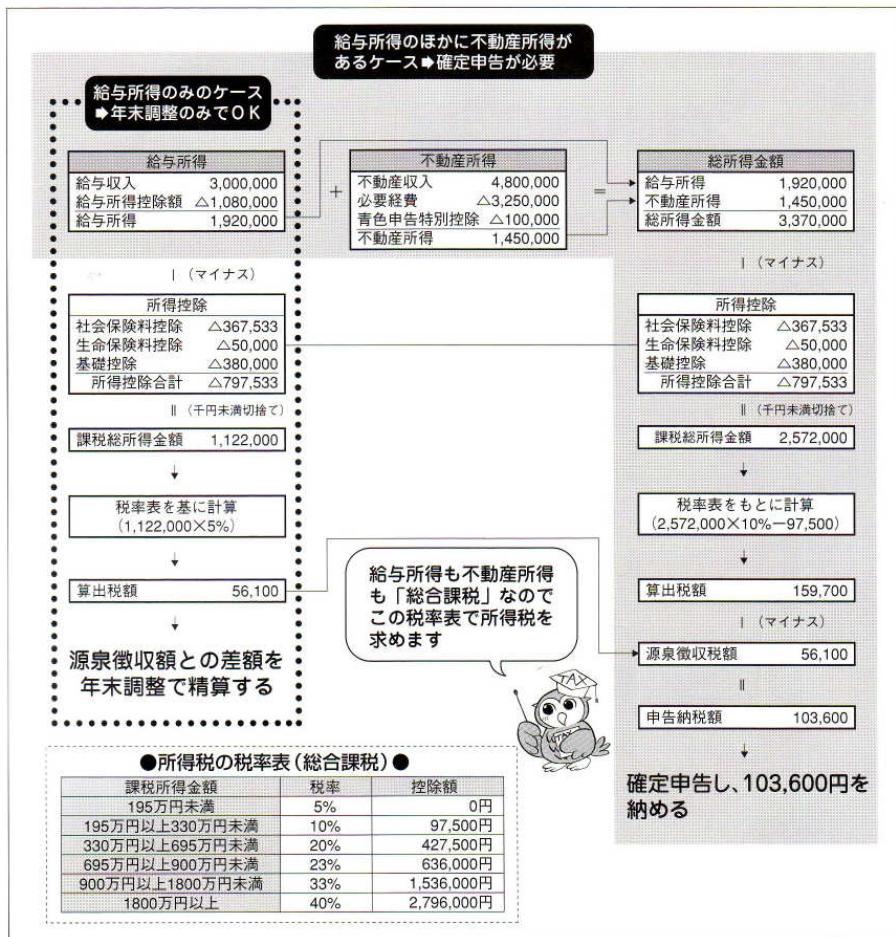
算方法は、各種の所得の計算まで

事をしていましたみたいですね。今は給

付金(合計所得金額×40%が上限)-5,000円

# 1からはじめる税金教室

図表5 給与所得と不動産所得がある場合の所得税の計算方法



所得には10種類あることを覚えたうえで、所得税・住民税を算出するための大まかな流れを押さえておきましょう！



は、所得税とまったく同じです。所得控除の制度もほぼ同じですが、金額は異なる控除があります。それから、納税の時期についても要注意。住民税の納税は、翌年の6月からとなっています。大輔君も香織さんも、入社1年目は住民税がかからず、入社2年目の6月の給料から住民税が差し引かれていたはずですよ。

博士 今日は所得税と住民税の概要について勉強しましたが、次回からは、所得税の各論について勉強していくまじょう。

大輔 たしかに、急に手取りが減っていたけれど、そういう仕組みだったんだ。

博士 だつたんだ。

大輔 だつたんだ。

博士 今日は所得税と住民税の概要について勉強しましたが、次回からは、所得税の各論について勉強していくまじょう。